

コンパクトなまちづくり計画（案）パブリック・コメントへの意見募集結果

No.	項目	意見	町の考え方
1	第5次東浦町総合計画と地方自治法改正について (P5)	<p>①平成23年5月2日地方自治法第2条4項の削除に伴い、「第5次総合計画・マスタープラン」を議論する「しあわせなまちをデザインするワークショップ」のスタートは、平成26年2月22日ですから「地方自治法第2条4項の削除」を想定した「総合計画・マスタープラン」の議論だったのか、今になって疑問を感じています。</p> <p>この地方自治法改正に東浦町は、第6次以降「総合計画・マスタープラン」の進め方に、方向性が見えない気がします。</p> <p>「基本構想に関する条例の制定」をしている地方自治体もあるようです。必要ないか質問します。</p> <p>②町長政策集推進計画に「まちづくり（自治）基本条例」という内容があります。私は「総合計画・マスタープラン」と「町長政策集推進計画」を比較、「町長政策集推進計画」は項目内容も細かく、リアルタイムに分かりやすいためと感じます。その反面、「総合計画・マスタープラン」は、リアルタイムさもなく分かり難いと感じます。名称は別にして、「まちづくり（自治）基本条例」が、他地方自治体の「基本構想に関する条例の制定」に近いと認識します。いずれにしても「総合計画・マスタープラン」の方向性を示す必要性ありが私の意見です。</p>	<p>①しあわせなまちをデザインするワークショップは、直接的に「総合計画・マスタープラン」の議論というより、これらを上位計画とする個別計画である「コンパクトなまちづくり計画」のためのワークショップです。</p> <p>この計画づくりについての貴重なご意見をワークショップで頂きました。</p> <p>また、現状では「基本構想に関する条例」は制定されていませんが、総合計画が運用されています。「総合計画・マスタープラン」については、地方自治法が改正される前に策定されたものであり、目標年次であります平成32年度までは中間見直しを行いながら進めていきます。</p> <p>一方、「まちづくり（自治）基本条例」については、制定に向けた機運を盛り上げる取り組みを実施しているところです。</p> <p>なお、「地方自治法第2条4項の削除」に伴い、本町の条例「東浦町議会の議決すべき事件に関する条例」第2条1項にて、基本構想の策定、変更又は廃止する際は議会の議決を得ることを規定しました。</p> <p>②「総合計画・マスタープラン」は「リアルタイムさもなくわかり難い」については、総合計画に示した分野ごとの目標を実現するために、向こう3か年の間に行政の各部門が展開する戦略や具体的な事業を実施計画により明らかにしており、進捗状況や事業自体の評価について、行政評価を行い公表しています。</p> <p>また、「まちづくり（自治）基本条例」が「基本構想に関する条例」に近いとの認識ですが、問①で申し上げているとおり、「まちづくり（自治）基本条例」について、制定に向けた機運を盛り上げる取り組みを実施しているところです。</p> <p>なお、「方向性」については、「総合計画・マスタープラン」は当該市町村のまちづくりに関する指針及び基本的な方針を定めていますので、現在の「総合計画・マスタープラン」において示されていると考えています。</p>
2	都市構造評価の方法 (P5)	<p>「都市構造の評価に関するハンドブック」の評価指標による集計とあります。この中の「評価指標の概要・1.評価分野」を見ますと、①生活利便性②健康・福祉③安全・安心④行政運営⑤エネルギー・低酸素となっています。③安全・安心④行政運営⑤エネルギー・低酸素は評価されていないと感じます。</p> <p>評価対象から外した理由はなぜですか？、質問します。</p> <p>特に、③安全・安心④行政運営の評価は、私は関心があり「評価・課題・計画・取組み」の内容もみたい気持ちがあります。</p>	<p>本町は、鉄道駅を拠点とし、さらなるコンパクトシティの向上や維持を推進していくものですが、現在の程度のコンパクトさであるかを客観的に把握するために都市構造の評価を行いました。その評価にあたっては「都市構造の評価に関するハンドブック」を活用し、そのなかでも生活利便施設の徒歩圏人口カバー率に着目し、本町のコンパクトさを他の都市と比較しながら評価したものです。</p> <p>今後については、「都市構造の評価に関するハンドブック」に代表される「立地適正化計画」を策定する必要が生じた場合は、全ての項目を対象にすることについて検討します。</p> <p>また、ご質問を受けて、5頁の「都市構造評価の方法」の説明書きを、全ての項目を対象としていないことがわかるように修正しました。</p>
3	コンパクトなまちづくり計画の位置づけ (P2)	<p>「第5次東浦町総合計画→東浦町マスタープラン→コンパクトなまちづくり計画→コンパクトなまちづくり」とあります。私が参加したのは「しあわせなまちをデザインするワークショップ」に、自分の意志で参加をしました。</p> <p>具体的参加は「コンパクトなまちづくり計画（案）」の91頁「策定の経緯」に示す内容です。ほんの一部に関わった思いしかありません。</p> <p>それでも91頁の「コンパクトなまちづくり計画（案）」の内容でまとめ策定、パブリックコメントに付されています。次のステップは議会に付され、コンパクトなまちづくり計画が具体的に動きだします。</p> <p>上段のNO.1・①で指摘した「総合計画・マスタープラン」の行く末について、私の認識不足があるかもしれません。もし、決着済みであれば、その具体的内容を教えて下さい。</p>	<p>計画（案）の1頁や2頁に、「住民の意見を取り入れ、また、ワークショップで出た意見や提案を尊重する計画とする。」と記載があるように計画自体は住民の意見を取り入れて、町（行政）が作成したものです。</p> <p>「総合計画・マスタープラン」の行く末については、上段のNo.1 ①、②の回答と同じです。</p>
4	全般	<p>この期に及び、俯瞰的な情報を持つ行政当局が、大局的な案を示されたのを、局所、身近な住まい（西の玄関）と係りを勉強して役にたてればと思います。</p>	<p>西の玄関である、緒川新田地区については、87頁、第4章の「実現に向けた取組み」にあるように、土地区画整理事業、都市計画道路や巽ヶ丘駅前空間の整備など具体的な取組みを示しています。計画の策定後、本計画を進めていきます。</p>

パブリックコメント後の修正箇所（概要）

（パブリックコメントでの意見に対する修正）

ページ	内 容
P5	都市構造の評価方法にハンドブックを活用して評価したが、一部の項目しか評価を実施していないので、実施した内容がわかるように修正

（その他修正）

ページ	内 容
巻末	計画書の巻末にワークショップ報告書を添付 上記に伴う目次の修正（資料編）
P44、52	P44 都市計画マスタープランの課題の内、人口について、「増加する人口に対応する宅地の確保」とあったが、本計画では人口減少に伴うコンパクトシティの推進がコンセプトとなっており、現在の課題ではないため削除 上記に伴い、P52 課題のまとめ「既存の都市施策」からも削除、代わりに「都市構造の評価結果」に土地利用の課題を追加
P45、53	P14 2段目の課題に整合を図るため、P45（1）公共交通の課題の上から4段目に「住宅団地や既成市街地の一部に「う・ら・ら」が運行していない地区があるため運行ルートの検討が必要」を追記 これにともない P53 ○道路・交通の都市構造の評価結果1段目、3段目を修正
P64、69	パーク&ライドを対象とする駅の表現に違いがあったため、「各駅」に統一した。
P67、68	町道生路140号線の路線名変更に伴い、西平地西之宮線に修正
全般	語句等の修正